

第 8 次大阪府医療計画における取組		2024年度の取組内容（左記に関する取組内容を記載）		次年度以降の取組予定
		取組内容	着手状況	
（１）地域における課題への対策				
がん	がんの予防や早期発見、早期治療については、大阪市健康増進計画「すこやか大阪21（第3次）」に基づき、取組を進めます。	・がんの予防や早期発見のため各がん検診を実施し、SNS等を用いてがんの知識や検診の重要性について普及啓発を行っています。 ・また、大型商業施設や夜間に検診を実施する等、受診しやすい環境整備に努めています。	◎	・引き続き、「すこやか大阪21（第3次）」に基づき、取組を進めます。
	大阪市がん診療ネットワーク協議会を通じて、がん医療体制に関する情報の共有を図り、医療連携体制の推進に努めます。	・がん診療ネットワーク協議会において、がん検診の普及等に関して大阪市の取組を情報共有する等、連携しています。 ・「がん相談支援センター」等のがん医療体制に関する情報について、各区保健福祉センターを通じて市民への周知を図っています。	◎	・引き続き、がん診療ネットワーク協議会と連携し、がん検診の普及や医療連携体制の推進に取組みます。
脳卒中等の脳血管疾患、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病	特定健診等のデータを収集し、健康課題を把握・分析するとともに、早期発見、治療に結びつけるため、特定健診受診率や特定保健指導実施率の向上に取組みます。	・各区において、保健衛生データライブラリー等の活用により地域診断を行い、健康課題の分析を実施しています。 ・各種保健事業の機会を活用して、特定健診の受診勧奨を実施しています。 ・特定健診や特定保健指導の実施率の向上のため、集団健診におけるがん検診との同時実施や休日の実施、おおさか健活マイレージ「アスマイル」の国保特典の活用、ナッジ理論を用いた効果的な受診勧奨通知の送付、医師会と連携したかかりつけ医からの受診勧奨を実施しています。 ・特定保健指導においては、集団の特定健診会場にて初回面接を実施しています。	◎	・引き続き、最新のデータを収集に努め、健康課題の把握と分析に取組みます。 ・各種保健事業の機会を活用して、特定健診の受診勧奨の実施に取組みます。 ・がん検診と併せた受診勧奨や、おおさか健活マイレージ「アスマイル」の国保特典の活用、ナッジ理論を用いた効果的な受診勧奨通知を送付する等により、特定健診や特定保健指導の実施率の向上に取組みます。
	生活習慣の改善が、生活習慣病等の発症予防及び重症化予防につながるため、大阪市健康増進計画「すこやか大阪21（第3次）」に基づき、取組を進めます。	・すこやか大阪21(第3次)の取組について理解を深め実施するため、職員対象の研修会を年1回実施しています。各区においてはその内容や、地域の健康課題を踏まえたリーフレットの作成や地域健康講座における生活習慣病予防の普及啓発に取組んでいます。 ・重症化予防のため健診受診後に必要な方に保健師が訪問等を行い、受診勧奨及び保健指導を実施しています。 ・喫煙はもとより、受動喫煙による健康影響が科学的に明らかになっている中、改正健康増進法及び大阪府受動喫煙防止条例の趣旨を踏まえ、受動喫煙防止を推進するため、制度周知と啓発を実施しています。 ・子どもの受動喫煙を防止するため、子育て層や妊婦などを対象にした禁煙支援事業を実施しています。	◎	・引き続き、生活習慣病の理解を深めるための職員対象の研修会の実施と、各区においてその内容を活用した地域健康講座の実施に取組みます。 ・ホームページやポスターを通じた啓発や、各種イベントにおいて禁煙の重要性について普及啓発を行うとともに、たばこをやめたい方への禁煙支援を実施します。
	大阪糖尿病対策推進会議に参画し、糖尿病患者の医療連携の状況を医療従事者と共有する等、地域における医療連携体制の推進を図ります。	・糖尿病の重症化予防及び合併症の減少の観点から、大阪糖尿病対策推進会議（7月、10月）に参画し、関係機関との情報連携に努めています。	◎	・引き続き、大阪糖尿病対策推進会議に参画するとともに、関係機関と連携し、糖尿病対策に取組みます。

第 8 次大阪府医療計画における取組		2024年度の取組内容（左記に関する取組内容を記載）		次年度以降の取組予定
		取組内容	着手状況	
（１）地域における課題への対策				
精神疾患	多様な精神疾患等に対応できるよう、地域連携拠点・地域精神科医療提供機関を定めるとともに、関係者等による協議の場を設置し、医療連携体制の構築を図ります。	・精神医療懇話会等において、関係者による情報共有や意見交換を行い、第 8 次大阪府医療計画に基づく精神医療体制の連携を図っています。（令和 6 年度：1 回開催）	◎	・引き続き、精神医療懇話会等を開催し、連携体制の構築を検討します
	依存症対策を推進するため、依存症相談窓口の充実を図るとともに、医療・行政・民間機関等による連携体制を構築します。	・依存症対策支援事業（本市単独事業）を実施しています。 * 依存症相談員による相談業務 * 依存症専門相談 * 依存症者当事者支援事業 * 依存症者家族支援事業 * 依存症支援者育成研修事業 * 普及啓発・情報提供事業 等 ・依存症対策支援事業（大阪府との共同事業）を実施しています。 * （仮称）大阪依存症センター機能検討会議 * 依存症LINE相談 * 若年層向け予防啓発事業 * 依存症理解啓発府民セミナー 等 ・依存症対策支援事業（大阪府・堺市との共同事業）を実施しています。 * 行政機関支援者向け研修事業 * 医療機関職員専門研修事業 等	◎	・引き続き、依存症相談窓口の充実を図るとともに、大阪府・堺市との連携を継続します。
	認知症疾患医療センターと地域の医療・介護機関・認知症強化型地域包括支援センター等が連携し、医療・介護サービスの提供体制の構築に取組みます。	・認知症疾患医療センターを 6 か所設置（地域型：弘済院附属病院・ほくとクリニック病院・大阪公立大学医学部付属病院 連携型：松本診療所・済生会野江病院・葛本医院）し、専門的医療機能、地域連携拠点機能、診断後等支援機能・アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬に係る治療・相談支援等機能を構築しています。 ・地域における認知症疾患に関する医療・介護連携体制の強化を図るため、「認知症疾患医療センター連携協議会」を開催しています。（年 2 回開催予定／10 月 4 日第 1 回開催） ・市内 3 エリアにおいて「かかりつけ医認知症対応力向上フォローアップ研修」を開催しています。（年 3 回開催予定／北エリア12月 5 日開催、中央エリア12月 7 日開催） ・市内 3 エリアにおいて、認知症疾患医療センターが参加する「認知症初期集中支援推進事業エリア別実務者会議」を開催し、事業の円滑な実施と連携を推進しています。（年 6 回開催予定／北エリア第 1 回 8 月 9 日開催、南エリア第 1 回 8 月16日開催、中央エリア第 1 回 8 月23日開催） ・各区では、地区医師会が実施する「認知症等高齢者支援地域連携事業」において、認知症サポート医・かかりつけ医が認知症疾患医療センターと連携した啓発事業を実施しています。（年48回実施予定）	◎	・引き続き、認知症疾患医療センターと地域の医療・介護機関・認知症強化型地域包括支援センター等が連携し、医療・介護サービスの提供体制の構築に取組みます。
	地域で安心して自分らしい暮らしができるよう、長期入院者の精神科病院からの地域移行・地域定着支援を推進します。	・精神科病院に入院中の精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、充実した地域生活を送ることができるよう、地域生活への移行に向けた支援を推進し、長期入院者（社会的入院者）の減少を図るため、地域生活移行推進事業をはじめ、精神障がい者地域生活支援広域調整等事業を実施しています。	◎	・引き続き、精神科病院からの地域移行・地域定着支援の推進を図ります。
	大阪府・堺市と連携しながら、精神科救急医療体制の充実を図ります。	・大阪府、大阪市及び堺市が共同で設置している「おおさか精神科救急ダイヤル」、「おおさか精神科救急医療情報センター」、「緊急措置診察の受付窓口」、「精神科合併症支援システム」と、本市単独事業として設置している「精神科救急診療所」を「大阪府夜間・休日精神科救急システム」として運用しています。	◎	・引き続き、大阪府、大阪市及び堺市が共同で「大阪府夜間・休日精神科救急システム」を設置し、精神科救急医療体制の充実を図ります。

第 8 次大阪府医療計画における取組		2024年度の取組内容（左記に関する取組内容を記載）		次年度以降の取組予定
		取組内容	着手状況	
（１）地域における課題への対策				
救急医療、災害医療	初期救急医療機関での従事医師や後送病院が安定的に確保できるよう、引き続き体制を整備します。	・診療業務を委託している公益財団法人大阪市救急医療事業団において、大阪府医師会をはじめ関係機関が参画している運営委員会を設置し、参画者にて連携を図りながら、初期救急医療機関での従事医師や後送病院の安定的な確保ができる体制を確保しています。	◎	・引き続き、関係機関と連携を図り、初期救急医療機関での従事医師や後送病院の安定的な確保を行います。
	ORIONデータを活用し、病院前活動と病院後活動の一体的な検証を行う等、救急医療体制の検討を行います。	・消防局や大阪府と連携し、検証会議にて「救急活動検証」及び「実施基準検証」を行うことで、病院前活動と病院後活動の一体的な検証を行っています。 ・実施基準検証の検証結果を、救急懇話会（11月）に報告し、情報共有しました。	◎	・引き続き、消防局や府と連携し、検証会議にて病院前活動と病院後活動の一体的な検証を行います。 また、その内容につき、救急懇話会やMC協議会と情報共有します。
	救急安心センターの利用促進や予防救急に関する情報発信を行います。 また、市民のニーズに応じた応急手当の普及啓発を実施していきます。	・ホームページや各種SNS、企業等の協力を得て大型モニター等で予防救急及び応急手当に関する動画を放映する等様々な媒体を活用し、救急安心センターや予防救急に関する広報を実施しました。 ・令和6年9月8日に「こども本の森 中之島」に協力を得てイベントを実施し、小学生及び保護者の方等幅広い層に対し応急手当や予防救急の普及啓発を図り、「いのち」の大切さについて学んでいただき、応急手当や予防救急の普及啓発を図りました。	◎	・引き続き、様々な媒体を活用し、救急安心センター事業に対する理解を深め、突然の病気やケガで判断に迷った時に役立つツールとして利用促進を継続していきます。 ・SNSやイベントを活用して、幅広い年代の方に対し応急手当や予防救急の普及啓発を実施します。
	災害医療協力病院をはじめとした市内医療機関に対して、ハード面やソフト面での災害に備えた医療体制の充実が図れるよう働きかけていきます。	・市内医療機関に対して、災害時医療への協力依頼及び災害時対応状況調査を実施（11月）しました。 ・市内医療機関に対して、災害時対応におけるハード面やソフト面の充実・改善が図れるように、災害時対応状況調査結果の情報提供を行いました。	◎	・引き続き、市内医療機関に対し、災害時医療への協力依頼を行うとともに、災害時対応状況調査を実施し、災害時における市内医療資源情報を収集します。 ・また、災害時対応状況調査の結果を市内医療機関へ還元することにより、災害時におけるハード面やソフト面での充実・改善が図れるように働きかけます。
	各区・市・府災害対策本部が医療機関等の関係機関と円滑な連携が図れるよう、災害訓練等を通じて連携強化に取組む等、災害医療体制の充実に努めます。	・各区の災害時保健医療体制の整備に向けた取組状況を調査し、各区が他区の取組を参考にできるよう情報提供を行いました。（6月） ・府が主催する近畿地方DMATブロック訓練（11月）に参加し、府や医療機関との連携強化に取組みました。 ・1月に市災害対策本部（保健医療調整本部）と府の間で情報連携訓練を予定しています。	◎	・引き続き、災害訓練や情報提供を行い、各区や府と連携を強化し、災害医療体制の充実を図ります。

第 8 次大阪府医療計画における取組		2024年度の取組内容（左記に関する取組内容を記載）		次年度以降の取組予定
		取組内容	着手状況	
（１）地域における課題への対策				
周産期医療、小児医療	周産期緊急医療体制の中心となるNMCS、OGCSの取組を大阪府と連携し支援する等、周産期医療体制の維持に努めます。	・大阪府周産期医療及び小児医療協議会（7月）に参画し、NMCS、OGCSの取組に対して、大阪府と連携し支援しています。	◎	・引き続き、大阪府周産期医療及び小児医療協議会に参画し、周産期緊急医療体制の中心となるNMCS、OGCSの取組について大阪府と連携し支援します。
	母子保健事業や要養育支援者情報提供票の活用等による医療機関との連携により、支援の必要な妊産婦を適時把握し、必要な支援につなげる等、児童虐待の発生予防等に取組みます。	・母子健康手帳交付時面接や乳児家庭全戸訪問、及び医療機関からの情報提供等により支援が必要な妊産婦や乳児等を適時把握し、子育て支援室等関係機関と連携しながら専門的家庭訪問支援事業や産後ケア事業等の必要な支援につなげています。 ・「大阪市版ネウボラ」の取組として妊娠届出時から地域担当保健師との顔の見える関係づくりを行い気軽に相談できるよう努めるとともに、児童虐待の発生予防等の観点から乳児家庭全戸訪問において、自己記入式質問票「赤ちゃんの気持ち質問票」を用いて養育者の赤ちゃんに対する愛着を客観的に把握・評価したうえで、必要に応じて早期支援につなげています。	◎	・引き続き、さまざまな機会を通じて支援が必要な妊婦、母子等の把握に努め、必要な支援につなげるとともに、子育て支援室等の関係機関と連携しながら児童虐待の発生予防等に取組みます。
	小児科医師の確保も含め、小児初期救急医療体制の維持に努めます。	・いつでも安心して小児初期救急医療を受けられるよう、中央急病診療所及び市内6か所の休日急病診療所で、大阪府医師会等と連携しながら、夜間・休日の昼間等に診療を実施しています。	◎	・引き続き、安心して小児初期救急医療が受けられるよう、中央急病診療所及び市内6か所の休日急病診療所で、夜間・年末年始・休日の昼間等に診療を実施します。
	医療的ケア児の在宅医療を支えるため、関係者による会議等に参画し、情報共有を図るとともに、支援についても検討します。また、地域でかかりつけ医を持つ等、成人移行期の医療体制についても検討します。	・病院が開催する医療的ケア児の退院カンファレンスに各区保健福祉センター（必要時保健所）も参加し、関係機関で情報共有を図りました。（令和6年上半年16回実施） ・「小児慢性特定疾病児等療養相談会」において、移行期支援、就学就園支援、災害時支援等をテーマに講演会（集合型及び動画視聴型）と個別相談を実施し、医療的ケア児とその保護者へ情報提供を行いました。（R6年度集合型4回/会場参加者21人、ライブ配信参加者39組・1動画/51回再生） ・「高度な医療的ケアが必要なこどもの在宅療養支援に関する多職種研修会」を毎年開催、関係機関間で情報共有や連携強化を図っています。（令和6年度：2月集合型で開催予定） ・「大阪市医療的ケア児の支援に関する検討会議」（年2回予定）に参画し、関係各局担当者会議（年2回実施）にて全体で取り組む課題抽出、支援を検討しています。 ・成人移行後も、地域でのかかりつけ医を持ち、在宅医療が受けられるよう、研修会等を実施するとともに、内科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科・泌尿器科・婦人科における協力医療機関の拡充を図りました。	◎	・引き続き、医療的ケア児の退院カンファレンスに参加し、関係機関で情報共有を図ります。 ・「小児慢性特定疾病児等療養相談会」において、ニーズに沿ったテーマを設定し、柔軟な開催方法を検討しながら開催します。 ・「高度な医療的ケアが必要なこどもの在宅療養支援に関する多職種研修会」において、トピックスとなるテーマを設定し、関係機関間での情報共有や連携強化を図ります。 ・「大阪市医療的ケア児の支援に関する検討会議」に参画し、関係機関と課題を共有し、支援を検討します。 ・研修会の開催や協力医療機関の確保に努めます。

第 8 次大阪府医療計画における取組	2024年度の取組内容（左記に関する取組内容を記載）		次年度以降の取組予定
	取組内容	着手状況	
(2)新興感染症発生・まん延時における医療			
新興感染症発生・まん延時に医療が提供できるよう、大阪府と連携しながら、平時より医療体制の整備に努めます。	・大阪府感染症対策部会（都道府県連携協議会）において、情報共有等を行い、大阪府との連携体制を図りました。（令和6年度1回開催）	◎	・引き続き、大阪府感染症対策部会（都道府県連携協議会）へ参画し、医療体制の整備に努めていきます。
大阪市感染症予防計画に基づき、府や医療関係団体等とのネットワークが今後も機能するよう連携に努め、行政、施設、市民等が感染症への対応力向上につながる取組を進めるとともに、感染症危機等への対応可能な保健所体制等を構築することで、感染症の発生の予防及びまん延の防止に努めていきます。	・地域の実情に応じたネットワーク構築を目指し、高齢者施設等関係団体と連携した研修等（9区開催）を通じて、施設等の感染症対応力向上につながる取組を進めています。 ・感染症の発生段階に応じた体制整備、外部人材等の確保、大規模感染症対応を一元的に担う新保健所の整備等、感染症危機に対応可能な保健所体制の構築に努めています。	◎	・引き続き、多くの関係団体と連携し、取組の強化に努めていきます。 ・感染症危機に対応可能な保健所体制の更なる強化に努めていきます。
(3)地域医療構想（病床の機能分化・連携の推進）			
2025年に向けた医療提供体制については、病院連絡会を開催し、関係者間で認識の共有を図るとともに、「地域医療構想調整会議（大阪府大阪市保健医療連絡協議会）」等において協議することで、医療機関の自主的な取組を推進します。	・病院プランの結果を含めた大阪市の現状と課題について、東西南北の病院連絡会（12月開催・全4回）において関係者間で認識の共有を図りました。 ・病院連絡会での意見等を医療・病床懇話会（1月開催予定）において情報共有し、2025年に向けた医療機能、病床機能について協議を行います。 ・医療・病床懇話会での協議内容について、東西南北の基本保健医療圏ごとに開催する保健医療協議会（1～2月開催予定・全4回）及び保健医療連絡協議会（地域医療構想調整会議・2月開催予定）において報告し、必要な協議を行います。	◎	・引き続き、大阪府と連携しながら、病院プラン調査を実施する等、病院の現状や今後の方向性を把握し、それらの情報を共有・協議を行う「病院連絡会」を開催します。 ・医療・病床懇話会や保健医療連絡協議会（地域医療構想調整会議）等において、2025年に向けた医療提供体制について、協議・報告を行います。

第 8 次大阪府医療計画における取組	2024年度 of 取組内容（左記に関する取組内容を記載）		次年度以降 of 取組予定
	取組内容	着手状況	
(4) 在宅医療			
各区の「在宅医療・介護連携推進会議」において課題抽出・対応策の検討を、「大阪市在宅医療・介護連携推進会議」において広域における課題整理・対応策の検討を行います。	・区役所において「在宅医療・介護連携推進会議」を開催し、各区における課題抽出や対応策の検討を行いました。 ・健康局において、大阪市域の在宅医療提供体制の検討を行うため、新たに「大阪市在宅医療推進会議」を、高齢者の医療と介護の連携の検討を行うため、部会として「大阪市在宅医療・介護連携推進会議」を設置(7月)しました。 ・「大阪市在宅医療推進会議」(9月)及び「大阪市在宅医療・介護連携推進会議」(2月予定)を開催し、大阪市域における課題抽出や対応策の検討を行いました。 ・区役所における取組が円滑に進められるよう、区役所担当者研修会(4月)を実施しました。さらに、区役所担当者と在宅医療・介護連携支援コーディネーターを対象とした合同研修会(第1回4月、第2回11月)を開催しました。	◎	・引き続き、各区の「在宅医療・介護連携推進会議」及び「大阪市在宅医療推進会議」、「大阪市在宅医療・介護連携推進会議」を開催し、課題や対応策等を検討します。 ・各区で課題分析や対応策の検討が行えるよう、担当者等説明会や合同研修会を開催します。
在宅医療を支える4つの医療機能(日常の療養支援、入退院支援、急病時の対応、看取り)の確保に向け、連携の拠点及び積極的医療機関を中心に取組を検討します。	・在宅医療体制を構築するため、連携の拠点(各区役所・各区相談支援室・健康局)と積極的医療機関(126医療機関:令和6年4月時点)の位置付けを行いました。 ・4つの医療機能の確保のため、連携の拠点を中心に積極的医療機関等関係機関との会議を開催し、在宅医療における24時間体制の構築に向けた取組を検討しました。	◎	・引き続き、積極的医療機関の確保に努めます。 ・連携の拠点及び積極的医療機関を中心に4つの医療機能の確保に向けた取組の検討を進めます。
在宅医療と介護が切れ目なく提供できるよう、「在宅医療・介護連携相談支援室」が主体となり、地域の実情に応じた取組を進めます。	・「在宅医療・介護連携相談支援室」において、医療・介護関係機関との連携を図るため、地域の実情に応じた取組の検討を行いました。 ・4～6月に全ての「在宅医療・介護連携相談支援室」に対し、事業の取組内容や進捗について聞き取りを行い、課題抽出、対応策を共有し、支援しました。 ・「在宅医療・介護連携相談支援室」が円滑に業務遂行できるよう、コーディネーター間での情報共有のための連絡会(5回)や、スキルアップのため在宅医療・介護連携支援コーディネーターと区役所担当者を対象とした合同研修会(第1回4月、第2回11月)を開催しました。 ・「看取り」の場面における区域を超えた多職種間での連携を深めるため、基本保健医療圏ごとに多職種研修会(北部・西部・東部・南部:7月)を開催しました。 ・「在宅医療・介護連携相談支援室」の活動内容を関係機関に周知し、広域における医療と介護関係者の「顔の見える関係」の構築を図るため、「在宅医療・介護連携相談支援室活動報告会」を開催(2月予定)します。	◎	・引き続き、「在宅医療・介護連携相談支援室」において、地域の実情に応じた取組の検討を行います。
地域住民に対し、在宅医療や人生会議(ACP)の理解促進とさらなる普及啓発に取組みます。	・各区において、地域住民を対象とした講演会等を開催し、在宅医療や人生会議(ACP)の普及啓発を実施しました。 ・11月を人生会議(ACP)強化月間と位置付け、各区において区民向け講演会の開催やリーフレットの配布等を積極的に行いました。 ・健康局において、人生会議(ACP)への理解を深めるため、市民を対象とした普及啓発セミナー(10月)の開催や地下鉄駅への啓発ポスターの掲示(11月)、ホームページの掲載を行いました。	◎	・引き続き、地域住民を対象とした講演会の開催等、普及啓発を実施します。 ・11月を人生会議(ACP)強化月間と位置付け、人生会議(ACP)の普及啓発を実施します。